

モリユキ method 希望丘チアダンスカレッジ 会員規約

第1条 目的

1. 本規約は、モリユキ method 希望丘チアダンスカレッジの運営及び諸活動を円滑に行うために、運営方法、諸手続き及び会員について必要な事項を定めることを目的とします。
2. 入会を希望する方及び会員は本規約に同意したものとみなします。

第2条 名称及び所在地

1. モリユキ method 希望丘チアダンスカレッジ（以下「本カレッジ」という）と称します。
2. 会場は、東京都世田谷区船橋6-25-1 世田谷区立希望丘地域体育館とします。
3. 東京都世田谷区船橋7-9-1 世田谷区立千歳温水プール管理事務所内（TEL：03-3789-3911）に主たる事務所を置きます。

第3条 理念

1. 本カレッジでは、MORIYUKI method に基づき、チアダンスを通して音楽や人に触れながら、定期的に発表会等を開催し、子どもたちの「身体能力」・「協調性（コミュニケーション能力）」・「想像・表現力」を培っていきます。
2. 前項の理念達成に向けて、継続的な参加を前提とするプログラムの提供を基本とします。

第4条 主催者等

主催：公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

共催：株式会社ここ（MORIYUKI DANCE LABO）、世田谷区

第5条 開催内容

1. 開催概要は、別に定める実施概要等によるものとします。
2. 天候による災害、交通機関の遅延等、主催者等の責めに帰する事由によらない中止の場合、開催日程の振替及び月会費の返金はいたしません。

第6条 入会・参加資格

1. 本カレッジに入会する資格を有する方は、本カレッジの理念を理解し、本規約に同意の上、入会を希望する方とします。
2. 次の事項に該当する方は、入会することができません。
 - (1)医師等から運動することを禁止または制限されている方。
 - (2)入会希望者が未成年の場合で、入会につき親権者の同意がない方。
 - (3)主催者等が他の会員に迷惑をかける恐れがある等会員として好ましくないと判断した方
3. 本カレッジの参加対象は別に定めるものとします。

第7条 登録期間

1. 登録期間は、4月1日（入会した日）より翌年の3月31日までとします。
2. 登録期間は、希望により継続更新することができるものとします。なお、第3条の理念に則り、継続更新の希望は、新規入会の希望に優先するものとします。

第8条 入会手続

1. 入会希望者は、別に定める入会方法により、必要な情報を虚偽なく申請するものとします。
2. 入会希望者は、主催者の指定する参加費支払のための必要な諸手続を行うものとします。
3. 入会希望者が未成年の場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 入会受付及び参加費徴収等については、主催者の指定する機関へ登録していただく場合があります。

第9条 入会者の決定

1. 入会資格を満たしかつ所定の入会手続を行った方の中より、先着にて入会者を決定するものとします。

第10条 会員登録

1. 入会者は以下の内容を主催者へ登録するものとします。
 - (1) 住所、氏名、年齢、連絡先等、主催者が定める所定の内容
 - (2) 既往歴や障害の有無、性格や身体的特徴など（自己申告）
※主催者職員までお申し出ください。
 - (3) 参加費支払等に必要口座登録
 - (4) その他、主催者より要請のある内容
2. 入会手続等により登録された個人情報は、主催者の個人情報保護規定・規則・プライバシーポリシーに基づき、厳正に管理いたします。

第11条 登録情報の変更

会員は第10条において登録した情報等に変更があった場合は速やかに主催者へ変更の申し出を行うものとします。

第12条 会員の義務

1. 会員は、本カレッジの円滑な運営に協力するものとします。
2. 他の会員、講師及び運営スタッフ等に対する迷惑行為、本カレッジ内での無断での広告配布や物品販売、勧誘等の行為、本カレッジ設備備品の故意による破損行為等、本カレッジの運営に支障をきたす行為が会員に認められた場合、主催者は当該会員を退場処分乃至除名処分とすることができます。また、かかる本カレッジの運営に支障をきたす行為により主催者等に損害が生じた場合、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 会員は、別に定める年会費・月会費を別に指定する方法により支払うものとします。なお、年度途中での入会及び継続更新についても年会費を支払うものとします。
4. 会員が年会費・月会費を滞納した場合、主催者は当該会員を除名処分とすることができます。
5. 休会する会員は、月会費にかえて別に定める休会費を支払うものとします。
6. 本カレッジにおいて、発表会・イベント等への参加に関しては、内容により別途、レッスン費・参加費が

発生する場合があります。

第13条 休会

1. 休会を希望する場合は、希望月の前月10日（コンビニ決済者）または20日（クレジットカード決済者）までに、主催者へ届け出を行うものとします。ただし、医師の診断書等により怪我や病気による療養が1ヶ月以上必要と主催者が認める場合は、提出期限を希望（療養）月の前月末日までとします。
2. 上記期日以降の申し出または月の途中で休会する場合は、該当月の月会費は返還しないものとします。
3. 休会は、1ヶ月単位（1日～末日）とし、主催者が特に認める場合を除いては、原則として登録期間内3ヶ月までとします。
4. 前項を超える場合は通常の月会費を支払うまたは退会していただきます。

第14条 退会

1. 退会する場合は希望日の同月10日（コンビニ決済者）または20日（クレジットカード決済者）までに、主催者へ届け出を行うものとします。
2. 上記期日以降の申し出または月の途中で退会する場合は、当該月の月会費は返還しないものとします。
3. 退会後に再入会される場合は、再度、年会費及び月会費を支払うものとします。

第15条 除名

1. 会員が次の事項に該当すると認められた場合、主催者は当該会員を除名処分にすることができます。
 - (1)本規約その他本カレッジの諸規則に違反する行為が認められた場合
 - (2)度重なる無断欠席が認められた場合
 - (3)本カレッジの名誉・信用を傷つける行為があった場合
2. 除名された会員はその時点で会員資格を喪失します。
3. 除名に際し、既にお支払いいただいた年会費、月会費は返金致しません。

第16条 休校・閉鎖

天災事変、社会情勢の変化その他通常カレッジ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は本カレッジを休校もしくは閉鎖する場合がございます。

第17条 保険

会員は、保険（傷害保険）に加入しておりますので、万が一怪我等をされた場合は当日中に速やかに主催者までご連絡ください。

[傷害保険]

事業中における急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対し、保険が適用されます。

※保険の補償額の範囲は、通院1日「2千円」、入院1日「3千円」、後遺障害

及び死亡時「最高595万円」で、いずれも事故日から180日以内とし、通院については90日間が限度となっています。

※被保険者による故意又は重大な過失による場合、生活や業務に支障のない範囲で回復した後の通院費などは、保険金が支払われないこともありますので、ご不明な点は主催者までお問い合わせください。

第18条 免責事項

本カレッジ内外を問わず、会員に生じた私物の盗難・紛失、怪我、会員同士のトラブル（保護者同士のトラブルも含まれます。）及びその他事故について、主催者等は一切責任を負いかねます。

第19条 個人情報の取扱

本カレッジでは、関係法令を遵守し、主催者の個人情報保護規程・規則・プライバシーポリシーに基づき、厳正に管理いたします。

第20条 規約の改正

主催者は、会員の事前承諾を得ることなく本規約を必要に応じて改訂できるものとします。なお、規約改定後主催者は速やかにホームページ等により会員に連絡するものとします。

第21条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は別に定めるものとします。

第22条 施行

本規約は2020年4月1日より施行いたします。